

「長久手市議会新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置について

令和2年4月24日

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、「全国的大規模かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生した」と判断し、政府は、4月7日、7都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）を対象に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言を出した。そして愛知県知事が4月10日に独自の緊急事態宣言を出した。国は4月16日に緊急事態宣言を全国に拡大した。愛知県は特定警戒県に指定された。

長久手市では2月20日に「長久手市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、様々な対策を行っている。長久手市議会としても今般の新型コロナウイルスによる危機的な状況に鑑み（仮称）「長久手市議会新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置する。

名 称

（仮称）長久手市議会新型コロナウイルス感染症対策会議

目 的

市議会として、市長等と協力し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、市民の生命と健康を守り、安全・安心を確保することを目的とする。

構成委員

議長、副議長、議会運営委員長、常任委員会委員長、各会派代表者、会派に属さない議員の代表者

会議の主な検討事項

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について討議する。
- ・各議員の情報を収集・整理し、集約を行い市対策本部へ情報提供を行う。
- ・市の対策本部からの情報を各議員で共有する。
- ・その他関係事項

期間

対策会議にて決定する。（市対策本部会議に準ずる）